

危機のときこそ希望を語ろう

—技術・職業教育研究運動の課題と展望—

他国との戦争に直接にはない。しかし、その他の立場から見ると、それは半面の勝利であり、必ずしもアーバン開拓の次第は外敵の脅威や悲劇的な原因によって登場する。競争開拓軍では、その立場から見ると是さうが日本へ

はじめに

今年は21世紀に入って4年目です。きょうは、この21世紀に、わたくしたちはどういう希望をもつことができるか、もつべきかを語ろうと思います。

ご存じのように、会場の近くにはこの8月で創設80周年を迎えた甲子園野球場があり、毎年8月には高校野球の選手権大会が行われ、今年は7日に幕を開けます。この甲子園は同時に昨年は18年ぶりにリーグ優勝した阪神タイガースの本拠地球場です。ただし今年のタイガースは負けが混んで、又してもBクラスに転落しそうだという声が聞こえそうです。プロ野球の世界でも近鉄球団とオリックス球団の合併の動きを契機として、1リーグにするのか、2リーグにするのか、揺れています。これはプロ野球の一種の危機の時代だといわれています。

こんなことを考えていると天下は太平のようですが、しかし今日は、脳天気に高校野球やプロ野球の世界の危機を主たるテーマとして語ろうというわけではなく、わたくしたちがおかれている教育状況やそれを取り巻く政治経済情勢を厳しい危機の時代ととらえて、その中にあって、冷静に、明るい展望が見えることを語ろうと思うのです。

この8月は、6日は広島に原爆が落とされた、9日は長崎に原爆が落とされた日が続きます。多数の人命を犠牲にしたともに忘れられない記念すべき日です。こうして原爆が投下されて間もない1945年の8月15日には、日本帝国

2004年8月4日、神戸・六甲スカイヴィラにて

佐々木 享

かつての明治憲法のままの憲法で武装した軍隊が敗戦したのでした。その敗戦を契機として日本は平和国家再建の歩みを始めたのです。立派な左翼の立派な左派卒業生の身で自立する体験の育成をめざす新規の由

現実——一つの危機の時代、その深さ

しかし、その後の道のりは決して平坦ではありませんでした。

ことにいまの日本の社会状況——とくに政治は、長い歴史から見ると、おそらく一つの危機の時代の渦中にあるのではないでしょうが。

いまから半世紀ほど前に日本は、数十年の侵略戦争への深い反省から、戦争をせず、戦力を放棄するという史上まれに見るすぐれた理念を謳う「日本国憲法」を制定しました。ところが昨今は、この憲法を改正して戦争をすることができる国にする動きがあらわになっています。この憲法改正への動き 자체が日本の危機だといえるわけです。ところが、政権党のみでなく、いわゆる野党と称される政党にも改憲を容認する動きが広まっています。こうしたその危機的状況が広く国民の間に必ずしも自覚的に受け止められていないように見えることに、わたくしは危機の深さを感じるのです。

歴代の保守党政権は、憲法の条文を変えないで自衛隊を容認するいわゆるなし崩し改憲の実績を積み上げてきました。しかし、ことばのあやで本質を偽るやり方が限界にきたので、最近では条文改正にまで踏み込もうとしているわけです。たとえば、ごく最近、憲法

9条は日米の同盟関係の妨げになっているというアメリカの国務副長官の発言に呼応して、自民党の幹事長は、内政干渉をなじるのではなく、日本は9条後段が禁じている「交戦権」をもつことが必要だと語っています。

こうした改憲への前段階となる動きは、教育面に先ず現れています。

たとえば、つい数年前には、日の丸が国旗にされ、天皇制を謳歌する「君が代」が国歌とされました。そして昨今は東京都の公立学校のように、卒業式などの儀式には起立して「君が代」を歌わないと処罰されるという、自由の空気が尊ばれるべき教育の場におそるべき管理主義が急速に強まっています。

そして、教育の営みが天皇制国家に従属し、国家に奉仕させるために子どもたちを育ててきたという深刻な反省に立って、教育は人格の完成のために行われるべきものとして制定された教育基本法を改正しようとする動きがここ1、2年の間に急速に具体化しています。教育基本法を改正することは、憲法改正への第一歩だと言われています。

21世紀をどう見るか

——20世紀との対比において

こういう危機的な状況のもとで、わたくしらちは21世紀の未来を語らなくてはならないのです。その際、未来を語る者は、過去の事実の歴史を冷静に学ばなくてはならないと考えます。

日本の歴史を振り返ってみると、17世紀にいわゆる鎖国の時代に入ってから19世紀半ばに開国するまで、封建時代だったと言われているこの全期間を通して、日本は対外戦争をしませんでした。また国内においても、百姓一揆や大塩平八郎の乱など小さな、局地的な戦乱はありましたが、大規模な国内戦争はありませんでした。その結果、鎖国時代に入る少し前に火縄銃のような兵器は日本にも伝来

していましたが、その後二百數十年の間、ついに火縄銃以上の武器を発達させませんでした。必要がなかったからですが、日本にはそういう平和な歴史があったことを確認しておきたいと思います。

そして、19世紀から20世紀の前半はどういう時代だったのか、確認してみましょう。

明治維新を経て近代国家への道を歩み始めた日本は、いち早く富国強兵の名で軍備拡張政策をとり、1894～5年には日清戦争をし、今年から数えてちょうど100年前の1904年には、日露戦争を開始しました。この戦争は、韓国を植民地化しようとする日本帝国主義と帝政ロシアとが争った典型的な帝国主義戦争でした。

日本はその後も、中国侵略戦争を拡大し続け、やがてアメリカ、イギリスなどを相手とする無謀な太平洋戦争に突入し、周辺の諸民族、諸国民を侵略し、国内外で多数の人命を失ったことは周知のところです。

そして1945年に迎えた敗戦を境目とした20世紀後半に、時代はどう変わったでしょうか、確認してみましょう。

今から半世紀前の第二次世界大戦の終結により、日本に最も近い中国や韓国が独立した例に見られるように、地球上では、武力で植民地・従属国を支配する植民地主義が崩壊し、アジア、アフリカなど世界の多数の諸民族が自らの国家を作り独立する時代に転換しました。転換してから僅か半世紀しかたっていないのに、今日ではそのことが当然のこととして受け止められています。これが、世界史のこの半世紀の主要な、最も重要な内容です。

ところで、20世紀の後半に入ても、地球上ではなお何回か民族紛争などの局地的な戦争が行われていることは周知の通りです。それだけではありません。アメリカは、資本主義世界の覇権を握るために1960年代にはベトナム民族の独立を妨げる戦争に狂奔し、ごく最近ではご存じのようにイラク攻撃に手を伸

ばしています。

わたくしたち日本の国は、この半世紀、朝鮮戦争に際してアメリカ軍の兵站基地になったことなどの例はありました。少なくとも他国との戦争に直接には参加しませんでした。このことを以て「平和ぼけ」などという人たちがいますが、アメリカが始めたベトナム戦争については強力な反対運動が展開されたことを忘れることはできません。こうしてこの半世紀、日本の国民は、世界史の流れに沿って平和に生きてゆくことが可能になった時代であることを確認することは、重要だと考えます。

しかしここ数年、わたくしたちを取り巻く状況は大きく変わろうとしています。アメリカに加担してイラクへの自衛隊を派遣したことはその典型です。形式的にせよ、イラクの主権が暫定政府に委譲された後には、国会の承認もないままに、アメリカに忠実な多国籍軍の一部という名のもとに自衛隊の派遣を継続しています。そして、こうした違憲状況をなくすために撤兵する道を選ばずに、むしろ憲法を改正して軍隊の海外展開を合法化しようとする動きが強められています。

今のわたくしたちに大事なことは、マスコミにはあまり報じられていないとはいえ、こうした政府などの動きに公然と反対する声があがり、そのための集会が全国各地で開かれ、書物も広められていることです。これら総ては、戦前とは根本的に異なっています。

真実を見る目を研ぎ澄ます

こうしてわたくしたちは、支配階級が人民の目を眩ますことばに騙されないように、ことばの陰に隠された真実を見る目を研ぎ澄ますことが大へん重要になっています。

周知のように、日本の「自衛隊」は、今日ではアメリカに次ぐ世界最強の軍隊の一つですが、日本国憲法が禁止しているはずのこの

ような軍隊を、歴代政府はことばのあやでごまかしながら、作り上げてきたのでした。

こうした今日の日本の政治情勢についてはたくさんのことと語らなくてはなりませんが、ここでは、つい最近成立した有事関連法についてだけ取り上げてみます。「有事立法」とは、かつての明治憲法の下での法体系にそくしてみれば、その本質において紛れもない「非常時立法」ないし「戦時立法」です。しかし、政府発表とその政府のことばに踊らされるマスコミも、「有事立法」とは明治憲法下の「非常時立法」や戦争を遂行するための法体系である「戦時立法」とは全く違う何かであるように思いこまされています。

元来明治憲法には基本的人権に関する条項はなく、そこに規定されていたのは「臣民」つまり天皇の臣下たる者の「権利義務」に過ぎず、その多くは、「法律ノ範囲内」で認められるに過ぎませんでした。その上で明治憲法は、天皇の権限による「非常時の立法」あるいは「戦時の立法」に関する条文を規定していました。議会の協賛を経ないで法律を制定する緊急勅令（第8条）、議会や政府の掣肘を受けずに軍隊の指揮・命令権を一手に掌握する統帥権（第11条）、宣戦布告と講和（第13条）、有事に国民を軍隊の直接管理下において基本的人権を制約する戒厳令（第14条）、これらを一括して規定した天皇の非常大権（第31条）などです。もちろん、これらの法令は日本憲法の下では存在しません。

いわゆる「有事立法」に対比される典型的な法令は緊急勅令や戒厳令ですが、これらは、有事に際して基本的人権に制約を加えながら、国民、自治体を国家（軍隊）に協力させようとするものでした。

第一次世界大戦が総力戦の性格を帯びた経験に学んだ軍部は、以上に述べた法体系におかず不満をもち、政府をして1918年には軍需工業動員法を制定させました。この法律が発動されることはありませんでしたが、1938

年には、国民の広範な権利の制約を含みながら諸個人や企業・自治体を戦時体制に動員する国家総動員法が制定され、これに基づいて無数の勅令が発布されたことは記憶に新しいところです。

現行の日本国憲法は、国家が戦争することを排除したので、このような有事法制の制定を予定していません。海外派兵を含む有事するわち戦争動員体制を整備しようとする政権党には、ここに大きな不満があり、いわゆる有事法制の整備に走る根拠があるわけです。実際に「有事立法」と称される今回の法律の内容は、戦争を遂行するために、自治体やマスコミは政府の行う戦争に協力させられることなどを謳い上げていますから、戦争遂行のための法体系に他なりません。

わたくしたちは、こうして政府や客観的な情報提供を装うマスコミが主導する言論がちまたに満ちあふれるなかでも、真実を見極める目を研ぎ澄まさなくてはなりません。

厳しい時代ほど冷静に

20世紀の前半を振り返って見ると、戦前にも、政府や軍部の行う事柄の真実を見抜き、公然と戦争に反対する意見を発表していた人たちがいなかったわけではありません。日露戦争の際に内村鑑三らが公然と非戦論を唱えていたことは、よく知られています。

しかし1920年代の後半——いわゆる昭和の時代に入ると、事情は大きく変化しました。「國体」の名で天皇制国家を批判することは許されなくなり、言論の自由は剥奪されました。こうした中で帝国主義戦争に最後まで徹底的に反対していたのは日本共産党でしたが、この党は徹底的に弾圧されてしまいました。

日本国民の多くは真実を見る目がふさがれて、典型的には戦時中の大本営発表にみられた偽りの情報を信じ込まれ、それに踊らされていました。残念ながら、ごく一部の

人たちをのぞけば、教師大衆も例外ではありませんでした。こうした情況を作り出すについては、政府発表だけでなく、それを鵜呑みにして、国民に伝えてきたマスコミが重要な役割を果たしてきたことを忘れることはできません。

しかし、こうして軍国主義を謳歌していた時期に、この戦争の不正・不当なことをじっていた人が少なくなかったことが知られています。ここでは、一例だけ取り上げます。

戦前・戦中の最後まで——というのは彼は敗戦を待たずに1945年5月に逝去したためですが——自由主義的な評論家として生きた清沢冽（キヨシ）の日記です。すでに読まれた人も多いと思いますが、『暗黒日記』と呼ばれています。その1945年つまり戦局が破局状況になっていた年の1月1日には、次のようなくだりがあります。

1月1日（月）

昨夜から今晚にかけて三回空襲警報なる。焼夷弾を落としたところもある。一晩中寝られない有様だ。僕の如きは構わず眠ってしまうが、それにしても危ない。

配給の餅を食って、お目出とうをいうとやはり新年らしくなる。

日本国民は、今、初めて「戦争」を経験している。戦争は文化の母だと、「百年戦争」だとかいって戦争を賛美してきたのは長いことだった。僕が迫害されたのは「反戦主義」だという理由からであった。戦争はそんなに遊山に行くようなものなのか。それを今、彼らは味わっているのだ。だが、それでも彼らが本当に戦争に懲りるかどうかは疑問だ。結果はむしろ反対なのではないかと思う。彼らは第一、戦争は不可避なものと考えている。第二に彼らは戦争の英雄的であることに酔う。第三に彼らに国際的知識がない。知識の欠乏には驚くべきものがある。

〔戦時下に書かれたものなので、多少の注

中訳が必要ですが、ここでは敗戦後を予測した次の文章に注目してみます。】

当分は戦争を嫌う気持ちが起ころうから、その間に正しい教育をしなくてはならぬ。それから婦人の地位をあげることも必要だ。日本で最大の不自由は、国際問題において、対手の立場を説明することができない一事だ。日本には自分の立場しかない。この心的態度をかえる教育をしなければ、日本は断じて世界一等国となることはできぬ。総ての問題はここから出発しなくてはならぬ。(岩波文庫版、261～262頁)

戦後を見通した洞察に驚かされますが、とくに、日本を窮地から救い出すことができるには教育だとしていたことは注目されます。

清沢冽にも、当然、その時代の状況に制約されて、さまざまな弱点がありました*。しかし彼は、当時全く孤立していたわけではなく、ここに引用したようなことを語り合うことができる人が周囲にいたことが知られています。しかしここに引用した日記は、当時は公刊できる状況ではなく、戦争が終わったら出版するための準備として書き留められたものでした。したがってこれは、大多数の国民の目に触れる事ではなく、当然に大きな勢力とはなり得ませんでした。

*詳しくは、たとえば北岡伸『清沢冽——外交評論の運命』(増補版、2004年、中公新書)、山本義彦『清沢冽評論集』(2002年、岩波文庫)などを参照。

わたくしたちの希望

今、わたくしたちが置かれている事情は違います。

マスコミは、事実を客観的に伝えることを装って政権党があおり立てる憲法改正への動きを垂れ流していますが、この流れに反対する運動が全国に広がっています。またその流れの中で有識者による「九条の会」が発足し、講演会やポスターを作るなどの活動が始ま

れました。こうしたことが一般の新聞にはほんの小さな記事で紹介されたに過ぎないのは、戦前のマスコミの状況を彷彿とさせるものがあります。

しかし今のわたくしたちは、人類の進歩という世界史の流れを確信して、日本国憲法が保障する基本的人権の一環として、一人一人が真実を見据え、公然と政権政党や政府を批判し、その政策に反対する声をあげることができますし、集会を開き、宣伝することもできます。このような流れは、戦前の日本とは違って決して孤立してはいません。ここに希望があります。

甲子園の高校野球選手権大会の歴史が語るもの

ここでわたくしは、少し話題を変え、毎年8月に甲子園で開催される全国高校野球選手権大会の歴史に触れたいと思います。周知のように、この大会に対しては、職業高校をふくむすべての高校に参加資格がありますが、高校の定時制・通信制は別個に大会を行っているので、厳密には全日制高校の大会と言えます。

8月の大会は、戦前は全国中等学校優勝野球大会と称しており、1915年から始まった頃の会場は鳴尾球場でしたが、手狭になったため1924年から甲子園球場で行われるようになったものです。

わたくしが注目するのは、この大会が全国の「中等学校」の優勝野球大会と称していたことと、大会への実際の参加校の問題です。これらについて、いくつかの論点を指摘することができます。

第1回(1915年)から第9回(1923年)までの優勝校は、第1回の京都二中を初めとして毎年「中学校」でした。しかし、大会への参加資格が中学校に限定されていたわけではありません。第5回(1919年)の準優勝校は、

長野師範学校でした。師範学校とは小学校教員を養成する学校で、高等小学校卒業を入学資格としていたので、生徒の年齢は中学生とほぼ同じだったのです。第10回大会(1924年)の優勝校は広島商業学校でした。ご存じのようにこの学校とその後身校はしばしば出場しており、今年の大会で22回目の出場を果たしています。なお、第10回大会の準優勝校は、長野県の松本商業学校でした。

夏の大会に出場したのは中学校、商業学校、師範学校だけでなく、農業学校や工業学校も出場しています。優勝校、準優勝校から拾い上げてみると、1930年の第16回大会の準優勝校は長野県の諏訪蚕糸学校でした。この諏訪蚕糸学校は後に岡谷工業学校と改称したわたくしの母校です。第17回大会では嘉義農林学校が準優勝しており、第20回大会では今年も出場する熊本工業学校が準優勝しています。

こんなことをくどくど言うのは、全国中等学校優勝野球大会に参加していたのは、「中学校」の名称に引きずられて、中学校だけであったかのように書いたりしている学者がいることに気づいたからです*。

*有山輝雄『甲子園野球と日本人』1997年、吉川弘文館。

こうした事実は何を意味していたのでしょうか。

確かに、法令を見ると、この当時、日本の(教育関係の)法令には「中学校」ということばはあっても「中等学校」なることばや概念はありませんでした。(法令上に「中等学校」なることばが現れるのは、1943年の中等学校令が初めてでした。)

また、当時の法令上に「中等教員」ということばはありましたが、それは師範学校、中学校及び高等女学校の教員をさしており、実業学校の教員はのぞかれていたことも注目されます。全国中等学校優勝野球大会の参加校は中学校だけだったと思いこむ人がいても不思議ではなかったのです。

しかし、法令上はともかくとして、全国中等学校優勝野球大会という名称が何らの疑いもはさまずに広範に普及していた事実は、当時すでに広範な民衆の間に「中等学校」なることばや通念が存在しており、さらにその通念には、中学校だけでなく、農業、工業などの実業学校はもちろん、師範学校まで含まれていたことを示唆しています。

他方、教育法令はともかくとして、上級学校への入学資格のほか、徴兵制度、官吏の登用試験などの社会的位置づけにおいては、実業学校が中学校と同等に扱われていたことは、高校教師を定年退職して60歳を過ぎてから書いた森川治人さんの学位論文で詳しく明らかにされています*ので、ここでは省略します。

*森川治人『明治期における商業教育の教育課程の形成と展開』2004年、雄松堂出版。

なお春の選抜野球は1941年まで開催されましたが、1941年の夏の大会は、文部次官通牒により、戦時体制下で好ましくないという理由で中止されたことは特筆しておく必要があります。戦時体制は少年たちが野球をすることも許さなかったのです。

ところで戦前からの長い歴史をもつ全国中等学校優勝野球大会は、戦後直ちに復活し、1948年の新制高等学校制度発足にともない全国高校野球選手権大会と改称しました。そして今日まで継続し、発展してきました。

この大会の戦前・戦後のいくつかの違いに注目してみます。

参加校についてみれば、師範学校が1943年から専門学校程度の学校に昇格したので参加資格を失いましたが、それをのぞけば、戦前から中等学校と呼ばれてきた学校を衣替えした高等学校や戦後の多数の新設校が参加しています。ところで、大衆的になっていたとはいえ、戦前の中等教育は大戦末期でさえ同年齢の2割に満たないごく一部の生徒たちのに過ぎませんでした。しかし戦後は、高等学校が大幅に普及したので、全国高校野球選

手権大会はたいへん広範な支持基盤をもつようになりました。

中等野球をめぐる戦前・戦後の別の大きな違いの一つは、戦前は、野球に出場した生徒たちは、それから間もなく、兵役義務年齢の二十歳になりますので、徴兵延期の特典があった上級学校に進学しない限り、野球選手になるくらいですから乙種とか丙種になる可能性はなく、本ほほ間違いなく一兵卒として軍隊に徴兵されたことです。つまり中等野球大会に出ることは、徴兵前のつかの間の青春を謳歌する一コマだったわけです。今の高校生がこのような憂いを微塵も感じていないことは、ある意味では、幸福なことです。しかし、現在の状況は、上に述べた状況を確認すべきであることを示唆しています。すなわち、自民党がねらっている憲法改正が実現して徴兵制度が実現すれば、現代日本では、戦前と違って中等教育、高等教育が大幅に普及していますから、これらの学校に在学していることを理由として徴兵を逃れる可能性は全くないとみられるからです。

技術・職業教育の研究運動の課題と展望を語る

再び教え子を戦争に送り出さないようにすること、そうした法制度を作り出すことに反対することは、現代の大人の任務であり、市民としての責務でもあります。とりわけ、教育に携わる者の重要な任務であるとわたくしは考えます。

こうしたことを前提としながら、さいごに、技術・職業教育研究運動の課題と展望について、少しばかり語りたいと思います。

道具を作り、原材料を加工してものを作り出してきたことが人類の歴史の基本であり、それがいっそ発達するであろうことは、今後とも変わらぬ真理です。

安い労働力を求めて工場の海外進出が続き、

国内産業の空洞化が指摘されている今日において、国内での作りに頑張っている人たちの活動については、この話の後に、東大阪のものづくり集団の方々からたっぷり語って頂くことになっていますので、たくさんのこと学べるものと思います。ご期待下さい。

わたくしたち自身の課題にも少しだけ触れます。

まず、中学校の技術教育についていえば、技術科教育が男女に共通の、文字通り普通教育として位置づけられたのは、20世紀末のことでした。女子にも男子と同等の技術教育を行うことは、女子に対する社会的差別を撤廃させ、女性の経済的自立を促す基本です。

こういう枠組みができたのですから、中学校の技術教育を充実させることがわたくしたちの大きな課題です。文部省は、ものづくり学習とともに、到底技術教育とは言えないコンピュータ操作学習を技術教育の中に取り入れています。しかし、教育現場では、こうした流れに反対して、コンピュータ学習を中心とした技術教育として再編成しようというわたくしたち技術教育研究会の仲間の提唱が広く歓迎されています。わたくしたちはこの流れが人類の進歩の方向であることに確信をもち、技術教育をいっそう充実・発展させたいものです。

義務教育をおえてからの技術・職業教育については、高校だけでなく、大学を含めて公費による教育を削減・縮小しようとする流れが顕著です。わたくしたちは、こうした流れに抗しながら、技術・職業教育の充実発展に努めたいと思います。その基本は、日々の授業を充実させ、こども・青年に学びの喜びを味わわせ、出番を与えることです。

ただし、誤解のないようつけ加えますが、周知のように高校の約3割強、大学の7割程は私学です。その私学も公教育の重要な一環を占めており、だからこそ私学助成が行われていると考えていますから、わたくしたちは

結果
洞化
書
儲け
海外
れた
川の
こと
残る
れに
小學
つく
がお
組織
むす
2.
段
えな
とさ
にテ
ない
じか
製品
でこ
發

3.
I
の
が
れ
で
金
す
一
4.
じ

私学の存在、私学の自由を否定しようとするものではありません。私費負担ですべてをまかぬのではなく、国公立の学校ともどもに、全体としての日本の教育を発展充実させることが重要であると考えています。

政策側の流れに抗して技術・職業教育を発展させるための特効策などあるはずはありませんが、志を同じくするひとびと手を結んで、反動の流れに反対し、歴史の進歩のために努力したいと思います。

危機のときこそ希望を語ろう

先に述べましたように、20世紀には世界史、というより人類史は大きく転換しました。その転換を象徴しているのはお隣の中国の歴史でした。近代中国の歴史は、19世紀半ばのア片戦争を境目に始まった列強帝国主義による侵略から始まりましたが、中国人民はこの強大な帝国主義と戦い抜いて、ついに20世紀

半ばの1949年に完全な独立を勝ち取ったのでした。この転換は、もちろん、ひとり中国だけのものではなく、世界史の流れです。

いまの日本には、さまざまな側面で歴史に逆行する否定的な側面が現れています。その意味で一つの危機の時代ととらえる必要があります。たとえばジャーナリストの齊藤貴男さんは、安心だと思っている国民の間に戦争の危機を持ち込んでくる最近の日本の政権党政の動きを描いた著書『安心のファッジム』の中で、「ファッジムはそよ風とともにやってくる。」と書いています。

しかしあなたたちは、世界史の進歩の側面を積極的にとらえて生きて行きたいのです。それが可能である時代にあなたたちは生きていることを大切にして、日々の生活の中で、またこういう集会の中で、お互いに明日への希望を語りたく思います。

(名古屋大学名誉教授・前技術教育研究会代表委員)



特集 全国大会報告(1)

東大阪中小企業ものづくり集団のとりくみ 地域経済におけるネットワークグループHITの挑戦

HIT相談役 長谷川 哲夫

はじめに

東大阪金属加工グループ「HIT」(Higashiosaka Industrial Thinking)は、1996年に東大阪地域を中心とする15社で結成された金属加工共同受注グループである。グループは、従業者1~20人の小規模零細な事業所で構成されており、東大阪東部民主商工会、布施民主商工会、東大阪の大坂商工協議会、この三つの民商下のメンバーが集まって結成された。業種は、設計、切削、溶接、プレス、板金、組

立て等であり、開発力のある企業から幅の狭い単価工まで、共同受注および共同開発をおこなうことが可能な業種構成となっている。

1. グループ結成の背景

グループ結成の契機は、不景気であった。日本の不景気の原因は、1985年のプラザ合意にある。米ドル救済のため円の価値があがり円高になってしまい、日本国内でつくられた製品は海外で半値以下で買いたたかれた。その